２０１８（平成３０）年度
法務研究科　法務専攻（法科大学院）Ｃ日程　入学試験問題

「　商　　法　」

〈４５分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

次の設例を読んで、後記の【設問１】および【設問２】に解答しなさい。なお、【設問１】におけるＢの事情と【設問２】におけるＢの事情とは無関係であるものとする。

１．外食レストランを運営する甲株式会社（以下「甲社」という。）は取締役会設置会社であり、A、B、C、およびＤの４名がその取締役に就任し、そのうち、AおよびＢが代表取締役に選定され、その旨の登記がされている。甲社の定款には、取締役・代表取締役の員数に関する定めはない。
２．Aは外食レストランのチェーン網の拡大に努め、チェーン展開を一気に進めたが、その事業計画がずさんであったため、甲社は損失を抱えるばかりであった。甲社はそのうち銀行からの融資を受けることができなくなったが、Aは何ら抜本的対策を講じることなく、高利貸しから漫然と短期借入れを繰り返して事業の継続を図ったため、ついに甲社は支払を停止して倒産するに至った。
３．Aは、甲社の財務状況がすでに著しく悪化していた段階で、代金支払の見込みがないにも関わらず、甲社を代表してEとの間で食材の売買取引を行い、甲社の倒産により、Eは、食材代金相当額の損害を被った。

【設問１】配点50点

設例におけるＢには次のような事情があった。

Bは、老齢のため、甲社の取締役を辞任することを決意し、その旨をAに申し入れた。Aは、Bからの申入れを承諾したものの、Bが地元の名士として著名であり、その取締役・代表取締役の就任登記だけでも残しておきたいと思い、Bにその旨を伝え、Bもこれを了承した。したがって、Bの辞任登記はされていない。Bは、Aに辞任の申入れをした後は、甲社の経営には一切関与していない。

Eは、上記食材代金相当額の損害を被ったとして、Bに対し、会社法429条1項に基づき、損害賠償請求することができるか。

【設例２】配点50点

設例におけるＢには次のような事情があった。

B は、老齢のため、甲社の取締役を辞任することを決意し、その旨を A に申し入れた。A は、B からの申入れを承諾し、B について取締役・代表取締役の辞任登記を了した。しかし、B は、その後も代表取締役としての職務執行を継続した。

E は、上記食材代金相当額の損害を被ったとして、B に対し、会社法 429 条 1 項に基づき、損害賠償請求することができるか。

入試日程　Ｃ日程　　出題科目名　商法

出題趣旨

会社法４２９条１項に基づく取締役の責任を問うものである。各要件への丁寧なあてはめを行うことはもちろん、設問１・２とも、責任主体である「取締役」の範囲を柔軟に検討することが求められている。

設問１－登記簿上の取締役の責任

会社法４２９条１項は、「役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う」と定める。この責任の性質を巡っては学説上の争いがあるが、通説・判例は、経済社会における取締役の役割の重要性に鑑み、取締役の第三者に対する責任を強化する特別法定責任であると解する。したがって、取締役の任務懈怠により損害を被った第三者は、その任務懈怠についての悪意・重過失を立証すれば足りる。この損害には、直接損害および間接損害の両者を含みうる。

責任の要件は、①役員等であること、②任務懈怠に悪意・重過失があること、③第三者に損害が生じていること、④第三者の損害との間に因果関係があること、である。

設問ではBの責任の有無のみが問われているので、以下、Bの責任について検討する。

設例で放漫経営を行い、甲社を倒産に追い込んだのはAである。すでに甲社の財務状況が著しく悪化し代金支払いの見込みがないにも関わらず、Eとの取引を行っている。Aの放漫経営により、甲社が倒産し、Eは食材代金相当額の回収をできなくなったのであるから、食材代金相当額の間接損害を被り、また、Aの任務懈怠と当該Eの損害との間の因果関係も認められる。したがって、Aについて会社法４２９条１項の責任が生じることは疑いないが、その他の取締役についても、Aの業務執行を逐次監督し、放漫経営の事実を把握し次第、適切な是正手段を講じるべき監視義務が課せれていると考えられる。したがって、BがAに経営の一切を委ね、ほとんど何らアクションを起こしていないとすれば、Bにも監視義務違反に基づく会社法４２９条１項の損害賠償責任が生じるといえる。

問題はBが①の「役員等」にあたるかどうかである。Bが本件甲社とEとの取引時にはすでに甲社の取締役を辞任していたとすると、Bは、辞任後は①の要件を充足しないと考えられる。甲社の定款に取締役・代表取締役の員数に関する定めはないため、甲社の取締役の最低員数は３名である（会社法331条5項）。そうすると甲社にはBを除いて他に３名の取締役がいるのであるから、Bが辞任しても取締役に欠員は生じず、Bが権利義務取締役（会社法346条1項）であるということもできない。

もっとも、辞任取締役について登記がなお残存している事情があるときには、そして、当該登記の残存について、辞任した取締役が不実登記の残存について登記申請義務者である会社の代表者に対し明示的に承諾を与えていた場合には、善意の第三者を保護する構成がとられるべきである（会社法 908 条 1 項または 2 項類推；参考判例・最判昭和 62 年 4 月 16 日）。B は、辞任後は甲社の経営には一切関与していないとしても、第三者に対する関係では責任を免れられないと解される。

設例２－表見上の代表取締役の責任について

A 以外の取締役についても責任が生じうることについては前述した。本設問においてもやはり問題は B が①の要件を充足しうるかである。

B は甲社代表者に対しすでに辞任の意思表示をし、承諾を得ているため、B と甲社との間の委任契約は終了し、内部的には取締役でも代表取締役でもない。また、登記簿上もすでに取締役・代表取締役ではなくなっているため、設問１と同様の不実登記の構成を用いて第三者保護を図ることもできない。

もっとも、B は、辞任の意思表示をしながら、その後も代表取締役として職務執行しているので、その外観を信頼した第三者が保護されるような構成が検討されるべきである。具体的には、表見代理類推（民法 111 条 2 項、112 条 1 項類推（責任を負うのは会社であり、また、代表であるので、類推適用））により、E が B の辞任の事実について善意・無過失であれば、B の会社法 429 条 1 項の責任が肯定されると解される。B を裁判例上の概念である「事実上の取締役」と構成することも可能であろう。

以　上